【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品取引業となる行為）

**第一条の十二**　法第二条第八項第十八号に規定する政令で定める行為は、同項第七号に掲げる行為を行つた者による当該行為に係る有価証券（次に掲げるものに限る。）の転売を目的としない買取りとする。

一　法第二条第八項第七号イ又はロに掲げる有価証券

二　前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品取引業となる行為）

**第一条の十二**　法第二条第八項第十八号に規定する政令で定める行為は、同項第七号に掲げる行為を行つた者による当該行為に係る有価証券（次に掲げるものに限る。）の転売を目的としない買取りとする。

一　法第二条第八項第七号イ又はロに掲げる有価証券

二　前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

（改正前）

（新設）